築上町告示第127号

平成22年第2回築上町議会臨時会を次のとおり招集する 平成22年11月15日

築上町長 新川 久三

- 1 期 日 平成22年11月26日
- 2 場 所 築上町役場議事堂

開会日に応招した議員

田原 宗憲君	丸山 年弘君
首藤萬壽美君	塩田 文男君
工藤 久司君	塩田 昌生君
成吉 暲奎君	吉元 成一君
西畑イツミ君	西口 周治君
有永 義正君	田村 兼光君
田原 親君	信田 博見君
宮下 久雄君	武道 修司君
平野 力範君	中島 英夫君
繁永 隆治君	

応招しなかった議員

平成22年 第2回 築 上 町 議 会 臨 時 会 会 議 録 (第1日)

平成22年11月26日(金曜日)

議事日程(第1号)

平成22年11月26日 午前10時00分開会

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 諸般の報告

議長の報告

・提出された案件等の報告

日程第4 議案第83号 平成22年度築上町一般会計補正予算(第7号)について

日程第5 議案第84号 平成22年度築上町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)について

日程第6 議案第85号 平成22年度築上町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について

日程第7 議案第86号 平成22年度築上町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)について

日程第8 議案第87号 平成22年度築上町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)について

日程第9 議案第88号 平成22年度築上町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)について

日程第10 議案第89号 平成22年度築上町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)について

日程第11 議案第90号 平成22年度築上町水道事業会計補正予算(第2号)について

日程第12 議案第91号 築上町特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第13 議案第92号 築上町教育委員会委員長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条 例の制定について

日程第14 議案第93号 築上町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 諸般の報告

議長の報告

・提出された案件等の報告

日程第4 議案第83号 平成22年度築上町一般会計補正予算(第7号)について

日程第5 議案第84号 平成22年度築上町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)について

日程第6 議案第85号 平成22年度築上町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について

日程第7 議案第86号 平成22年度築上町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)について

日程第8 議案第87号 平成22年度築上町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)について

日程第9 議案第88号 平成22年度築上町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)について

日程第10 議案第89号 平成22年度築上町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)について

日程第11 議案第90号 平成22年度築上町水道事業会計補正予算(第2号)について

日程第12 議案第91号 築上町特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第13 議案第92号 築上町教育委員会委員長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条 例の制定について

日程第14 議案第93号 築上町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

出席議員(19名)

1番 田原 宗憲君	2番 丸山 年弘君
3番 首藤萬壽美君	4番 塩田 文男君
5番 工藤 久司君	6番 塩田 昌生君
7番 成吉 暲奎君	8番 吉元 成一君
9番 西畑イツミ君	10番 西口 周治君
11番 有永 義正君	12番 田村 兼光君
13番 田原 親君	14番 信田 博見君
15番 宮下 久雄君	17番 武道 修司君
18番 平野 力範君	19番 中島 英夫君
20番 繁永 隆治君	

欠席議員(なし)

欠 員(1名)

事務局出席職員職氏名

局長 進 克則君 書記 則松 美穂君

説明のため出席した者の職氏名

教育長 ………………… 神 宗紀君 総務課長 ……………… 吉留 正敏君 財政課長 …………… 則行 一松君 建設課長 …………… 田中 博志君 産業課長兼農業委員会事務局長 ……………………………………………… 久保 和明君

商工課長 石川 武巳君

午前10時00分開会

議長(成吉 暲奎君) 皆さん、おはようございます。ただいまの出席議員は19名です。定足数に達しておりますので、平成22年第2回築上町議会臨時会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1.会議録署名議員の指名

議長(成吉 暲奎君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、5番、工藤久司議員、6番、塩田昌生議員を 指名いたします。

.

日程第2.会期の決定

議長(成吉 暲奎君) 日程第2、会期の決定について議題とします。

議会運営委員長の報告を求めます。宮下委員長。

議会運営委員長(宮下 久雄君) 議会運営委員会の報告をいたします。

- 11月22日、議会運営委員会を開会し、お手元に配付の日程案のとおり決定いたしました。
- 11月26日、本日は本会議に議案の上程、質疑応答、討論、採決であります。

会期は、本日1日限りとすることが適当だと決定いたしましたので、御報告いたします。

以上です。

議長(成吉 暲奎君) 御苦労さんでございました。

以上で、議会運営委員長の報告を終わります。

お諮りします。本定例会の会期は、委員長報告のとおり、本日1日限りと決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(成吉 暲奎君) 異議なしと認めます。よって、会期は本日1日限りと決定いたしました。

.

日程第3.諸般の報告

議長(成吉 暲奎君) 日程第3、諸般の報告をいたします。

お手元に配付しておりますとおり、案件は平成22年度一般会計補正予算(第7号)外10件であります。 以上で、報告を終わります。

議事に入ります。

お諮りいたします。本日の臨時議会で提案されています日程第4、議案第83号平成22年度築上町一般会計補正予算(第7号)についてから、日程第14、議案第93号築上町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてまでを、会議規則第39条第2項の規定により、委員会付託を省略し、本日即決したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(成吉 暲奎君) 異議なしと認めます。よって、議案第83号から議案第93号までは委員会付託を省略し、 本日即決することに決定いたしました。

日程第4.議案第83号

議長(成吉 暲奎君) 日程第4、議案第83号平成22年度築上町一般会計補正予算(第7号)についてを議題とします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。則行財政課長。

財政課長(則行 一松君) 議案第83号平成22年度築上町一般会計補正予算(第7号)について、地方自治法第218条第1項の規定により、平成22年度築上町一般会計補正予算(第7号)を別紙のとおり提出する。平成22年11月26日、築上町長新川久三。

議長(成吉 暲奎君) 新川町長。

町長(新川 久三君) 議案第83号は平成22年度築上町一般会計補正予算(第7号)についてでございます。

既定の歳入歳出予算の総額96億6,954万3,000円に8,287万4,000円を追加いたし、予算の総額を97億5,241万7,000円と定めるものでございます。

歳出は、主なものは人事院勧告に基づ〈人件費でございますが、これは人事院勧告で期末勤勉手当の減額が 勧告されており、これに準じて期末勤勉手当を支給するものでございます。減額をいたしておるところでございま す。

それから、町制施行5周年記念行事として250万円ほど計上させていただいております。

それから、農地、農業用施設災害復旧事業費1,774万5,000円、船迫小学校の校舎解体費用2,230万円、財政調整基金の積み立てが6,988万6,000円、松くい虫被害対策費310万円という計上です。

歳入は、国庫補助金それから基金の繰り入れ等々で一応賄うようにしておるところでございます。それからなお、 地方債が500万円ほど一応増額させていただいておるとこでございます。

よろし〈御審議の上、御採択をいただきますようお願い申し上げます。

議長(成吉 暲奎君) これより質疑を行います。質疑はありませんか。武道議員。

議員(17番 武道 修司君) 10ページの総務費の施設、工事請負費、解体撤去工事の件なんですが、船迫小学校の解体工事ということで上がっておるんですが、この財源についてどのようになっておるのかと、それとこの跡地をどのように利用するか、計画があれば教えていただきたいというふうに思います。

議長(成吉 暲奎君) 担当課長。

財政課長(則行 一松君) ただいま御質問の解体の工事費にかかる費用、費用といいますか、財源でございますが、この分につきましてはページの8ページ、雑入21款5項4目雑入の中の、雑入といたしまして、町有施設等解体補償費9,499万9,000円を計上させていただいております。この分につきましては、防衛局のほうが解体補償ということで、旧小学校及び講堂につきまして、解体の補償費ということで9,500万円をいただく格好になっております。

なお、跡地の関係でございますが、用地につきましても、これは12月議会で計上させていただきたいと思って おりますが、防衛局のほうに売却ということで計画をいたしております。

以上でございます。

議長(成吉 暲奎君) 武道議員。

議員(17番 武道 修司君) それで、ちょっと金額が、入って〈る金額が約9,500万円、撤去にかかる費用が2,200万円、数字が合わないんですよね、7,000万円ほど。金額が浮〈んですよね。これは何か7,000万円の金額というのは何か理由があるんですか。

議長(成吉 暲奎君) 担当課長。

財政課長(則行 一松君) 理由といいますか、あとにつきましてはこれにかかる設計費用等もございます。今回 の予算の中で財政調整基金の積み立てということで差額については計上をさせていただいております。

議長(成吉 暲奎君) 武道議員。

議員(17番 武道 修司君) ちょっと補償費なんで、その補償費の中の範囲でやると。通常、補償費の金額と大体イコールになることが多いのかなというふうに思ったんですが、余りにもちょっと金額の差が激しいもんで、まあ、結果的にはたくさんのお金をいただいて、少しの金額で改良できたということなんかなというふうに思うんですが、これで、後その売却というような話がありましたけど、この金額の中にその売却の土地代というか、その費用も含まれてるんですか、含まれてないんですか、それをお聞きします。

議長(成吉 暲奎君) 担当課長。

財政課長(則行 一松君) 土地の売却については、今回の部分については含まれておりません。今回の部分につきましては、あくまでも補償費ということで計上させていただいております。

議長(成吉 暲奎君) ほかにありませんか。西畑議員。

議員(9番 西畑イツミ君) 14ページの松くい虫被害対策費委託料が上がっておりますが、このうち国・県よりの支出金が240万円となっておりますが、14ページではどのように財源がされているのかとお尋ねいたします。それと、この森林病害虫防除事業っていうのは、今、松くい虫がたくさん松を侵害というか、食べてて枯れてるのを、

それを刈るための費用なのかどうかもお尋ねいたします。

議長(成吉 暲奎君) 担当課長。

産業課長(久保 和明君) 産業課の久保です。ただいま、西畑議員からの質問でございますが、歳入のほうが 7ページに上がっております。その中で、240万円の国・県の支出金でございますけれども、1点は総務費補助金の100万円、緊急雇用創出事業補助金と2節の林業費補助金140万円、森林病害虫防除事業費補助金、これを合わせて240万円を受け入れまして事業を行う予定でございます。

14ページの6款2項2目13節委託料でございますが、これにつきましては、浜宮海岸一帯の保安林の松枯れの被害が例年以上に大きくなっております。被害の拡大を防止するために、早急に被害木の伐採とその伐採した木を持ち出す搬出と、それを焼却して処分を行う、そうして保安林の保全を図っていくということで事業を進めてまいります。そのための今回、委託料として、予算を計上させていただいております。

以上です。

議長(成吉 暲奎君) 西畑議員。

議員(9番 西畑イツミ君) そうしますと7ページの緊急雇用創出事業の100万円も入るということですが、これは、この伐採にかかわる人たちを雇うということを意味するんでしょうか。

議長(成吉 暲奎君) 担当課長。

商工課長(石川 武巳君) 商工課、石川でございます。16款の緊急雇用の分ですが、これは商工課のほうで、 国の緊急創出事業のほうから、アグリパークの松くい虫の伐採処理のために3人雇う、緊急的に雇うようにしております。

以上でございます。

議長(成吉 暲奎君) 西畑議員。

議員(9番 西畑イツミ君) そうしますと森林病害虫防除で今、先ほど久保課長が言われました浜宮の件は、この緊急雇用の創出事業の補助金には当てはまらないということでしょうか。

議長(成吉 暲奎君) 担当課長。

商工課長(石川 武巳君) 継続的な補助事業に関しましては、緊急創出事業の対象にはなりません。それで今回アグリパークの松(い処理につきましては、緊急を要するものとして県のほうに申請をしたところでございます。 以上でございます。

議員(9番 西畑イツミ君) もう1点。

議長(成吉 暲奎君) 西畑議員。

議員(9番 西畑イツミ君) 8ページの町有施設と解体補償費が約9,500万円ほど入るようになっておりますが、この差し引いた7,000万円は、現在この臨時議会に上がっております職員の給与の減額に充てるということはできるんでしょうか。

議長(成吉 暲奎君) 新川町長。

町長(新川 久三君) 充てることはできるけれども、これは充てれません。

議長(成吉 暲奎君) よろしいですか。吉元議員。

議員(8番 吉元 成一君) 今、西畑議員が言われた職員給料の問題、今回人勧で通って減額すると、期末勤勉手当ですかね。特別職も全部出てますけど、特別職と教育長に関しては任期というものがありまして、それでいいんじゃないかなと。今の日本の情勢を見ると、近隣の市町を見るところ、どこも給与を減額しているという状況がありますが、それについては異論ありませんが、職員の場合は生涯通しての所得にかかわって〈る大きな問題だと思います。

しかし、自治労との交渉も、話もしたと思います。それで納得してもらっておることだろうとは思いますけれども、前から思ってました、人勧で決まったから賛成してくれということやったら、旧築城町時代もよく言われてましたけど、いいことは賛成するんですけれども、やっぱり生活権の問題がありますんで、もう少し給料をカットしなくてできないもんだろうかと、苦しい財政状況ということはわかりますけれども、そのことによって、まず一番私が苦慮しておるのが、住民の皆さんが窓口に来ると、あんまりやる気があるように見えるような職員がいないと、任された範囲だけやっとけばいいんじゃないかと、まあ、給料もカットされるしねと、こういう感覚でおるんじゃなかろうかというような意見も出ます。

それで、今回こういうふうに提案してますが、私は議案93号については皆さんも反対するわけにはいかないと思いますが、採決には加わるまいとこういうふうに今決めてきていますが、今後やっぱりこういう状況でどんどん下げていかなければいけない状況が築上町にあるのかということをお伺いしたいと思います。

議長(成吉 暲奎君) 新川町長。

町長(新川 久三君) 職員の給与、これによってはやはり国及び他の地方公共団体との比較をしながら決めていくという原則ございます。こういう形の中で、そしてもう一つは、職員団体とのいわゆる交渉をやっていくという形の中で、従前は、今までは、経済が右肩上がりのときは、これは労働組合、職員団体のほうも人勧完全実施というふうな形でやってきましたが、現在では経済情勢も今度は逆に右肩下がりという形になってきております。そういう形の中で民間の給与等調査して、人事院がこのボーナスだけは今回は下げるべきと、こういう人事院の勧告がございまして、これで町のほうも一応実施したいということで組合のほうに申し出をしたところでございます。

組合のほうも従前からの人勧完全実施という、逆に裏腹になるんですけれども、下がったほうの完全実施という わけにはいかないという考え方も、組合少しは持っておりますけれども、やむを得ないだろうというふうな見解を いただいて、労使間交渉の成立をしたところでございます。

そして本日、ここにこの議案を提案させていただいたところでございますんで、あくまでも基本的にはそういう、 冒頭申しましたように、国及び他の地方公共団体との給与状況を調査しながらという形で、どこもそういう状況に なっておるということで今回出させていただいた次第でございます。

議長(成吉 暲奎君) 吉元議員。

議員(8番 吉元 成一君) 町長、今回すぐ12月定例会がありますが、その席で一般質問で職員のやる気と、

それと住民がどれだけ職員間とのコミュニケーションがとれてないかということについて、やっぱり住宅問題を含めたところ、いろいろ皆さんから意見を伺ってますんで、そのときにやる気を起こさせるためにということで、給料の問題も、そのときにまた町長に質問していきたいと思いますが、この議案については賛否に参加させていただきますが、反対ということじゃなくて93号についてはもう少し考えてほしいという意味から、私は自分の意思で退席させていただきたいと思います。それでよろしいです。

議長(成吉 暲奎君) ほかにありませんか。平野議員、ちょっと先上がったから。工藤議員。

議員(5番 工藤 久司君) 9ページの、先ほど町長からの提案の説明がありました合併5周年の予算の件なんですが、まず記念品等が上がってますが、大体どのくらいの人数を予定しているのかと、5周年ということで、前回3周年のときもいろいる議論があったと思うんですが、今後の予定ですね。5があるのか、7があるのか、10があるのかっていうような形になっていくと思うんですが、いつだったか新聞にも合併してからの住民の意識調査をした結果が出てました、新聞にですね。

意外に合併に関しての説明がなされてなくて、住民としては合併してどうだったのかっていう意見が多かったような新聞記事も出てましたので、それを含めて今後、何周年か、節目ごとにするんでしょうけども、そのあたりの考えをお聞かせ願いたいと思います。まず、何人でどの程度やっていきたいのか。

議長(成吉 暲奎君) 担当課長。

総務課長(吉留 正敏君) 総務課の吉留です。今回の5周年の式典の記念品でございますが、招待者約350名で記念品3,000円程度のものを考えております。

以上です。

議長(成吉 暲奎君) いいですか。新川町長。

町長(新川 久三君) 今後の記念行事ということでございますけれども、区切りとしては10年ぐらいが適当かなと思っておるんで、今回5年をやって、そして10年、この先のことはちょっとわかりませんけれども、私も町長でおるかどうかわからないけれども、やっぱり区切りの年という形であれば、もう10年ぐらいになるんかなという形になるうかと思いますけれど、一応検討はずっと今後やっていきたいとこのように考えております。

議長(成吉 暲奎君) 工藤議員。

議員(5番 工藤 久司君) まあ、何というんでしょうね、記念行事もいいんでしょうけども、先ほどもちょっと言いましたけど、今、合併してどういうものが町民の中に意識としてあるのかっていうのも、一つ調査っていうか意見を聞いてみるのも一つの方法だと思いますので、今後、この5周年を機にそういう意識調査っていうのも一つ考えてみたらどうかと思いますので、また検討していただけたらと思います。

以上であります。

議長(成吉 暲奎君) ほかにありませんか。平野議員。

議員(18番 平野 力範君) これは、漏れ伝わってきたことなんで事実かどうかわかりませんけど、町長、選挙戦の最中に築城と合併せなよかったというようなことを漏らしたというふうに聞いております。そういうことを根に、

腹に持っておって、こういう3周年、5周年をやられたらやっぱりいい気持ちはしません。

とにかく3周年のときも経費節減、何で3周年やるんかって言ったら、上毛がやるからと町長は答弁されました。 よそに合わせてどうこうっちゅうんじゃないで、これの流れでいくと今度は、7周年は次の町長選挙、上毛も次にありますからまた7周年、上毛がやるからまたやるというようなことでは町民納得しません。5周年は、私は1周年があったら5周年だろうと、それは妥当だと思います。3周年はいらんことやったんだと私は思います。選挙のためにやったんじゃないかと町民のほうからも聞きました。そういう声がありました。

また、次の選挙の前に7周年をやるようなことがあれば、これはもうとんでもない話になりますんで、5周年そのものに反対するわけじゃないですけど、今、工藤議員の質問に答えて何かあやふやなことを答弁されましたけれども、7周年とか、もうそういうことはあり得んだろうと私は思ってますけど、その点に関してもう一度答弁お願いします。

議長(成吉 暲奎君) 新川町長。

町長(新川 久三君) 先のことはちょっとわからないということで、基本的には七五三は3、5、7ってあるんだけれども、合併が3、5、7であるのかどうかちゅうのは、ちょっとまだ決めておりませんのでわかりません。

議長(成吉 暲奎君) よろしいですか。ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(成吉 暲奎君) これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。西畑議員。

議員(9番 西畑イツミ君) 83号は、町民の要求であります災害の復旧工事費なんかも上がっておりますが、職員の給与、期末勤勉手当を0.2カ月引き下げるということは、平均しても約11万円も少なくなります。これは、築上町の活性化にも大きな影響を与えるものだと思っておりますので、この83号議案については反対いたします。

議長(成吉 暲奎君) 賛成意見の方。ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(成吉 暲奎君) これで討論を終わります。

反対意見がありますので、これより議案第83号について採決を行います。議案第83号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いいたします。

[賛成者起立]

議長(成吉 暲奎君) お座りください。起立多数です。よって、議案第83号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第5.議案第84号

議長(成吉 暲奎君) 日程第5、議案第84号平成22年度築上町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)についてを議題といたします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。則行財政課長。

財政課長(則行 一松君) 議案第84号平成22年度築上町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)について、 地方自治法第218条第1項の規定により、平成22年度築上町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)を別紙 のとおり提出する。平成22年11月26日、築上町長新川久三。

議長(成吉 暲奎君) 新川町長。

町長(新川 久三君) 議案第85号は、これは人件費の一応予算でございます。

これは後期高齢者の医療特別会計補正予算(第2号)でございますけれども、8万2,000円を減額いたしまして……、一個とんじょる、ごめんなさい。国民健康保険特別会計補正の第3号、84号ですね、済みません。32万8,000円を減額いたしまして28億5,729万9,000円という予算額にするものでございます。

これは、一般会計と同様人件費の減額ということで調整をさせて計上させていただいております。どうぞよろしく お願い申し上げます。

議長(成吉 暲奎君) これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(成吉 暲奎君) これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長(成吉 暲奎君) これで討論を終わります。ごめんなさい。西畑議員。

議員(9番 西畑イツミ君) 済みません。議案第84号も先ほど述べましたような同じような理由なんですが、職員の人件費を削減するということは、築上町の活性化にも大きな影響を及ぼしますので反対いたします。

議長(成吉 暲奎君) 賛成意見のある方。ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(成吉 暲奎君) これで討論を終わります。

反対意見がありますので、これより議案第84号について採決を行います。議案第84号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いいたします。

[賛成者起立]

議長(成吉 暲奎君) お座りください。起立多数です。よって、議案第84号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第6.議案第85号

議長(成吉 暲奎君) 日程第6、議案第85号平成22年度築上町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号) についてを議題といたします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。則行財政課長。

財政課長(則行 一松君) 議案第85号平成22年度築上町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について、地方自治法第218条第1項の規定により、平成22年度築上町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)を別紙のとおり提出する。平成22年11月26日、築上町長新川久三。

議長(成吉 暲奎君) 新川町長。

町長(新川 久三君) 議案第85号も、これは人件費でございますが、後期高齢者の医療特別会計補正予算 (第2号)でございます。

既定の予算から8万2,000円を減額いたしまして、予算の総額を3億3,383万9,000円とするものでございます。どうぞよろし〈御採択のほうお願い申し上げます。

議長(成吉 暲奎君) これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(成吉 暲奎君) これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。西畑議員。

議員(9番 西畑イツミ君) 同じ理由で反対いたします。先ほども述べましたように同じ理由ですので、反対いたします。

議長(成吉 暲奎君) ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長(成吉 暲奎君) これで討論を終わります。

反対意見がありますので、これより議案第85号について採決を行います。議案第85号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いいたします。

[替成者起立]

議長(成吉 暲奎君) お座りください。起立多数です。よって、議案第85号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第7.議案第86号

議長(成吉 暲奎君) 日程第7、議案第86号平成22年度築上町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正 予算(第2号)についてを議題といたします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。則行財政課長。

財政課長(則行 一松君) 議案第86号平成22年度築上町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算 (第2号)について、地方自治法第218条第1項の規定により、平成22年度築上町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)を別紙のとおり提出する。平成22年11月26日、築上町長新川久三。

議長(成吉 暲奎君) 新川町長。

町長(新川 久三君) 議案第86号平成22年度築上町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算(第

2号)についてでございますが、本案も人件費の予算でございます。

歳入歳出それぞれ25万5,000円を減額いたしまして、既定の予算から差し引いて2億9,931万1,000円と定めるものでございます。よろし〈御採択をいただきますようお願い申し上げます。

議長(成吉 暲奎君) これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(成吉 暲奎君) これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。西畑議員。

議員(9番 西畑イツミ君) 先ほども述べましたように、同じ理由で反対いたします。

議長(成吉 暲奎君) ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(成吉 暲奎君) これで討論を終わります。

反対意見がありますので、これより議案第86号について採決を行います。議案第86号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いいたします。

〔賛成者起立〕

議長(成吉 暲奎君) お座りください。起立多数です。よって、議案第86号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第8.議案第87号

議長(成吉 暲奎君) 日程第8、議案第87号平成22年度築上町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)についてを議題といたします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。則行財政課長。

財政課長(則行 一松君) 議案第87号平成22年度築上町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)について、地方自治法第218条第1項の規定により、平成22年度築上町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)を別紙のとおり提出する。平成22年11月26日、築上町長新川久三。

議長(成吉 暲奎君) 新川町長。

町長(新川 久三君) 議案第87号平成22年度築上町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)についてでございますが、本案も人件費の一応予算でございます。

歳入歳出それぞれ28万5,000円を減額いたしまして、3億3,676万1,000円と定めるものでございます。よろし〈御採択をいただきますようお願い申し上げます。

議長(成吉 暲奎君) これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(成吉 暲奎君) これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。西畑議員。

議員(9番 西畑イツミ君) 先ほども述べましたような同じ理由ですので反対いたします。

議長(成吉 暲奎君) ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(成吉 暲奎君) これで討論を終わります。

反対意見がありますので、これより議案第87号について採決を行います。議案第87号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いいたします。

〔賛成者起立〕

議長(成吉 暲奎君) お座りください。起立多数です。よって、議案第87号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第9.議案第88号

議長(成吉 暲奎君) 日程第9、議案第88号平成22年度築上町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号) についてを議題とします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。則行財政課長。

財政課長(則行 一松君) 議案第88号平成22年度築上町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)について、地方自治法第218条第1項の規定により、平成22年度築上町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)を別紙のとおり提出する。平成22年11月26日、築上町長新川久三。

議長(成吉 暲奎君) 新川町長。

町長(新川 久三君) 議案第88号平成22年度築上町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)についてでございます。本案もこれは人件費の予算でございます。

歳入歳出それぞれ17万7,000円を減額いたしまして、総額をそれぞれ5億3,252万3,000円とするものでございます。よろし〈御採択のほどお願い申し上げます。

議長(成吉 暲奎君) これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(成吉 暲奎君) これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。西畑議員。

議員(9番 西畑イツミ君) 先ほど述べましたように、同じ理由で反対いたします。

議長(成吉 暲奎君) ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(成吉 暲奎君) これで討論を終わります。

反対意見がありますので、これより議案第88号について採決を行います。議案第88号は原案のとおり決定す

ることに賛成の方は起立をお願いいたします。

〔賛成者起立〕

議長(成吉 暲奎君) お座りください。起立多数です。よって、議案第88号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

. .

日程第10.議案第89号

議長(成吉 暲奎君) 日程第10、議案第89号平成22年度築上町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号) についてを議題とします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。則行財政課長。

財政課長(則行 一松君) 議案第89号平成22年度築上町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)について、地方自治法第218条第1項の規定により、平成22年度築上町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)を別紙のとおり提出する。平成22年11月26日、築上町長新川久三。

議長(成吉 暲奎君) 新川町長。

町長(新川 久三君) 議案第89号平成22年度築上町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)についてでございます。本案も人件費のかかわる予算でございまして、歳入歳出それぞれ17万6,000円を減額いたしまして、予算の総額を1億4,013万5,000円と定めるものでございます。よろし〈御採択をいただきますようお願い申し上げます。

議長(成吉 暲奎君) これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(成吉 暲奎君) これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。西畑議員。

議員(9番 西畑イツミ君) 先ほども述べましたような同じ理由で反対いたします。

議長(成吉 暲奎君) ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(成吉 暲奎君) これで討論を終わります。

反対意見がありますので、これより議案第89号について採決を行います。議案第89号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いいたします。

〔賛成者起立〕

議長(成吉 暲奎君) お座りください。起立多数です。よって、議案第89号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

. .

日程第11.議案第90号

議長(成吉 暲奎君) 日程第11、議案第90号平成22年度築上町水道事業会計補正予算(第2号)についてを 議題といたします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。則行財政課長。

財政課長(則行 一松君) 議案第90号平成22年度築上町水道事業会計補正予算(第2号)について、地方自治法第218条第1項の規定により、平成22年度築上町水道事業会計補正予算(第2号)を別紙のとおり提出する。平成22年11月26日、築上町長新川久三。

議長(成吉 暲奎君) 新川町長。

町長(新川 久三君) 議案第90号は平成22年度築上町水道事業会計補正予算(第2号)についてでございます。本案もこれは人件費の予算でございます。

既定の収益的支出を8万8,000円を減額いたしまして、総額を2億4,305万9,000円と定めるものでございます。 よろし〈御採択をいただきますようお願い申し上げます。

議長(成吉 暲奎君) これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(成吉 暲奎君) これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。西畑議員。

議員(9番 西畑イツミ君) 議案第90号も同じ理由で反対いたします。

議長(成吉 暲奎君) ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(成吉 暲奎君) これで討論を終わります。

反対意見がありますので、これより議案第90号について採決を行います。議案第90号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いいたします。

〔賛成者起立〕

議長(成吉 暲奎君) お座りください。起立多数です。よって、議案第90号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第12.議案第91号

議長(成吉 暲奎君) 日程第12、議案第91号築上町特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する 条例の制定についてを議題とします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。吉留総務課長。

総務課長(吉留 正敏君) 議案第91号築上町特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、表記の条例案を別紙のとおり提出する。平成22年11月26日、築上町長新川久三。

議長(成吉 暲奎君) 新川町長。

町長(新川 久三君) 議案第91号築上町特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。本案は職員の給与改定と並行いたしまして、本町特別職の期末手当の支給割合を改正する案件でございます。

内容といたしましては、本年12月期の期末手当の支給割合を1.5カ月から1.35カ月に引き下げ、来年度の6月期には1.225カ月、12月期が1.375の月、計2.6カ月に改正するものでございます。そして、この条例は議員の皆さんも準じるという形になっておりますんで、二役と議員が該当するようになっておるとこでございます。御採択をいただきますようよろしくお願いします。

議長(成吉 暲奎君) これより質疑を行います。質疑はありませんか。平野議員。

議員(18番 平野 力範君) もし間違いであれば、91、92連続しておりますので、同じ内容になっておりますので、間違いであれば今、訂正してもらいたい。もし間違いでないんなら、その理由を説明してもらいたいんですが、第2条の築上町特別職の職員の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。第3条第2項中、100分の125を100分の122.5に、これ下げてますからいいんです。次、100分の135を100分の137.5に改める、上げてます。これは、何でこの上げるのか、その下げる、職員の報酬に下げる、それにならって下げるならわかる、これごまかしですよ、こっちで下げて、こっちで上げとったら変わらないという、ごまかしじゃないですか。

数字が間違っているのか、これ、わかっとってやりよるんか、はっきり答えてください。

議長(成吉 暲奎君) 担当課長。

総務課長(吉留 正敏君) 総務課の吉留です。この議案の数字、間違っておりません。理由につきましては、今年度につきましては6月の期末手当が既に支給されております。6月の分の減額を12月の期末手当で一括して減額といたしますので、今年度については現行1.5カ月が1.35カ月ということに減額となりますが、来年度につきましては、6月と12月、2回に分けて減額といたしますので、12月一たん1.35に下げますけれども、それが6月分も下げることによって、12月が1.375と0.025カ月上がります。

表面上上がったように見えますけれども、来年度は6月と12月合わせて今年度の下げ幅と同じでございます。 もう一度言いますけれども、ことしにつきましては6月は既に現行の条例で支給されておりますので、6月分の減額を12月で一括して減額いたします。来年度につきましては6月と12月、2回に分けて減額するということで条例案にありますような数字になります。

以上です。

議長(成吉 暲奎君) 平野議員。

議員(18番 平野 力範君) 今、町長が違うって言いよったけど、職員と同程度の額に下げるためにこういう操作したということですね、数字的な。

議長(成吉 暲奎君) よろしいですか。新川町長。

町長(新川 久三君) 次の93号の議案と、これ職員と全〈同じ数値でございますんで、御理解願いたいと思います。

議長(成吉 暲奎君) 吉元議員。

議員(8番 吉元 成一君) 期末手当なけりゃないんでいいんですけれども、金欲しがって言いようとはとらんでくださいよ。もう支給が終わったものを、12月に上乗せ、条例が変わった、何ちゅうか、人勧が通ってそういうふうに町がやるからっちゅうことで、6月分取り戻すちゅうやり方ちょっと納得できませんね、それは。支給をした分を、それを12月に乗せて取り戻す。今そういうとられ方されるような説明やなかったですかね。それやったら納得できんです。

もし、それが、まあ、僕が聞き取り方が間違っておれば別ですけど。そうでしょう。もう給料支払いしてですよ、支払いしとって、あ、今度は、条例変えましたから、こういうふうにしましょう、終わったもん取り戻しますよ、ちゅうような感じに聞こえるようなやり方は、ちょっとおかしいんやないかなと思うんですけど。そういうふうにとれるようやなくて、その納得できる説明の仕方してほしいんですが、もし違うなら。

議長(成吉 暲奎君) 総務課でいいですか。

総務課長(吉留 正敏君) 総務課の吉留です。一たん支給したものをさかのぼって取り戻すということはできませんので、人事院勧告の内容といたしましては、その分を、取り戻せない部分を12月で合わせて減額するというやり方になっております。今回、本町独自のこれ、案ではございませんで、人事院勧告どおり(「人勧に従わないけん法律はなかろうもん」と呼ぶ者あり)のとおり、こういうことになっております。

議長(成吉 暲奎君) 新川町長。

町長(新川 久三君) まあ、基本的には、ボーナスというのは年間を決めて定めるという形になっております。そして人勧が出て、そこで今までは内払いという考え方でしていただければいいんではなかろうかなと、このように考えておりますけれども、民間でも大体年間賞与というのはそれぞれの支給期によって決めるんではなくて、年間に春闘で大体決まってきておると。これを基準に公務員賃金は調査をしながら、人事院が、大体7月から10月11月とこのくらいに出してくるんで、今までも給与改定は12月の議会で間に合うか、間に合わないか、1月の議会になるとこういう考え方でやってきておりましたんで、そういうふうな形で御理解をいただきたいと思います。

議長(成吉 暲奎君) 吉元議員。

議員(8番 吉元 成一君) そういう考え方で御理解をお願い……。いらんちゃ。ボーナスが欲しいでいいよんやないん。ただ、これは我々特別職、議員は、それはしょうがないのちゅうて言うかもしれません。かっこ悪いけぇね。はっきり言うて。金欲しがりようと思われるけど、けど筋から言うと外れとる。絶対これ外れとる。なんでかって言ったら、いいですか。じゃあ、僕は、先ほどから西畑議員がすべての議案に反対しました。これは職員のやる気をなくす、住民との関係でいろいろあって、もうとにかく給料下げるよりも、物すごい頑張ってもらったらどうかとちゅうふうに僕はとってます。僕も意見的には賛成なんですよ、本当は。その意見に。

しかし、我々百歩譲ってそれでいいとしましょう。93号反対せんにゃいけんようになる、今度そうなると。というのは、もうやっぱり家庭じゃ皆さん、生活設計して、計算してると思うんですよ。だから、使った金、今度12月に支払いとかそんないろいろマイホームローンからいろいろあると思うんですよ。じゃあ、一発で引かんで次々なんぼ

ずつ引いて〈れとかいう交渉できるんですか、できないでしょう。そんなみっともないことできないんやないすか、 そうでしょう。

その差額について6月分の分をさかのぼって計算して、1回支給したらもうできないから結局1年間通じて賞与やから、ボーナスやから、1年間通じてやるんだと。だから、その分は人勧に伴って、準じて、そういう引きかたをするんだというのは納得できたとしても、使った金を一遍で取り戻すっちゅうことをやることについて、言い方が失礼な言い方かもしれませんが、そのことを予定して、わずか1万でも2万でもローンとか返済に予定をして、ぎりぎりの生活をしよう人、皆さん、楽な生活しておる職員さんばっかりやないと思うんですよ。皆さんもそうやないですかね。議会出てきていろいろ言われる、言われるけど、歳費だけで生活足りますか。そういう状態の中で我々一言も文句言わんで、どんどん下げることについて反対した覚えないんですよ。今回もこれには賛成するつもりでいました。

しかし、何か方法を考えてあげないと、やっぱり一発で、例えばそこに3万円にしろ、一発でいかれるよりは何カ 月かに分けて、人によっては交渉できるような、話もしてやるべきではないかと思うんです。その点については、 そういうことできないんですか。

議長(成吉 暲奎君) 新川町長。

町長(新川 久三君) 先ほど、私も申しましたけれども、基本的には民間の給与を調査して人事院がその年の給与を決定していくと。我々も、国及び他の地方公共団体の給与の実態を勘案しながら、決めていくという形になるうかと思います。そういう形の中で、ことしの一応ボーナスは2.6カ月ということで人事院が勧告をいたしたところでございます。そうすればおのずからと、来年の配分割合も逆にことしと同じようにしておければよかったんですけど、それはやってないというふうな形になるうかと思います。

来年の6月は1.225カ月、それから12月が1.375カ月というふうな配分になっておるんで、考えようによっては、少し12月、6月の分はとられたという考え方もできるかもわかりませんけれども、年間で2.6カ月と、その配分をことしと来年の分をちょっと変えましょうという風なことで、人事院が勧告してきたというふうに理解をしていただければありがたいと、このように考えております。

議長(成吉 暲奎君) 吉元議員。

議員(8番 吉元 成一君) そのことについては一般質問でやるということで、かねてより職員のやる気をなくすか起こすかの件で、給料のこの改定問題をやりたいなと思ってました。常々思ってますんで、それはやりたいと思います。町長、そういったことを申し出る職員はいないと思うんですけど、もし僕が職員やったらそういうことも言いかねませんよと、そういうことを言うかもしれませんと、そういう、公務員だからいい生活しておると、みんなは勘違いしておる住民もいるみたいですけど、借金だらけ、失礼かもしれんけど、借金まみれになった公務員で、家を捨てて逃げ出す公務員も過去においてはいたわけですから、そういった意味で計算は、1年を通じて安定した職業ですから、収入については計算できておると思います。だから、支払いのほうもちゃんと計算してると思いますんで、こういったときはやっぱりこう、まとめて引くのも何かと思います。そういう相談があれば、聞いてあげて

ほしいなという意見というか、質疑、質問なんですが。

議長(成吉 暲奎君) 一般質問でまたぜひお願いします。ほかにございませんか。西畑議員。

議員(9番 西畑イツミ君) 先ほど、さかのぼっては支給できないというふうに言われたんですが、これは、この 第2条については人事院勧告では、こういうやり方はいいということを認めているわけなんでしょうか。

議長(成吉 暲奎君) 総務課長。

総務課長(吉留 正敏君) 総務課、吉留です。今回の条例改正案については国の準則どおりにやっておりますので、人事院を独自に持たない市町村についてはこの原案どおり議会に、それぞれ11月中の臨時議会に上程されていると思います。(「まあ、一生懸命頑張ってるから、それでいいんやないですか」と呼ぶ者あり)

議長(成吉 暲奎君) 西畑議員、よろしいでしょうか。はい、どうぞ。

議員(9番 西畑イツミ君) そうすると、この第2条は人勧どおりにやるので、さかのぼっては支給できないということには当てはまらないということなんですね。それでいいんですね。

議長(成吉 暲奎君) はい。

総務課長(吉留 正敏君) 総務課、吉留です。第2条につきましては、来年度の23年度以降の年間の支給割合を示したものでございます。

議長(成吉 暲奎君) ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(成吉 暲奎君) これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(成吉 暲奎君) これで討論を終わります。

これより議案第91号について採決を行います。議案第91号は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(成吉 暲奎君) 異議なしと認めます。よって、議案第91号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第13.議案第92号

議長(成吉 暲奎君) 日程第13、議案第92号築上町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

職員の朗読に続いて提案理由の説明を求めます。吉留総務課長。

総務課長(吉留 正敏君) 議案第92号築上町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、表記の条例案を別紙のとおり提出する。平成22年11月26日、築上町長新川

久三。

議長(成吉 暲奎君) 新川町長。

町長(新川 久三君) 議案第92号築上町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

本案も先ほどの議案第91号と同様の形で提案するものでございます。よろし〈御採択をいただきますようお願い申し上げます。

議長(成吉 暲奎君) これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(成吉 暲奎君) これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(成吉 暲奎君) これで討論を終わります。

これより議案第92号について採決を行います。議案第92号は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(成吉 暲奎君) 異議なしと認めます。よって、議案第92号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第14.議案第93号

議長(成吉 暲奎君) 日程第14、議案第93号築上町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定 についてを議題といたします。

職員の朗読に続いて提案理由の説明を求めます。吉留総務課長。

総務課長(吉留 正敏君) 議案第93号築上町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、表記の条例案を別紙のとおり提出する。平成22年11月26日、築上町長新川久三。

議長(成吉 暲奎君) 新川町長。

町長(新川 久三君) 議案第93号築上町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定でございます。

本案は、先ほどの議案と同じ〈人事院勧告に基づき、本町職員の給料月額の改定並びに期末勤勉手当の支給割合を改定する案件でございます。

内容といたしましては、給料月額は平均0.1%、本年度12月期の期末手当の支給割合が1.5カ月から1.35カ月に、勤勉手当の支給割合が0.7カ月から0.65カ月にそれぞれ下げます。来年度期末手当の支給割合が6月期が1.225カ月、12月期が1.375カ月の計2.6カ月にするものでございます。

また、勤勉手当の支給割合も、6月期0.675カ月から12月期0.675カ月の計1.35カ月に改定するものでございます。給与については、来年の4月1日から0.1カ月の下げという形になってまいります。

以上のような内容でございます。よろしく御採択をいただきますようお願い申し上げます。

議長(成吉 暲奎君) これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(成吉 暲奎君) これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。西畑議員。

議員(9番 西畑イツミ君) 83号から90号でも述べましたが、期末勤勉手当の0.2カ月分の引き下げで、職員全体で2,131万1,000円少なくなります。平均で約11万円にもなります。また、給料の引き下げ分も入れれば平均で約15万円も少なくなります。55歳を超えた職員は1.5%引き下げる給与法改定案は、職員と家族の生活を顧みないものと言わざるを得ません。

中小企業を含む民間労働者の給与、ボーナスにも波及し、国民の消費を一層冷え込ませることは明らかです。 築上町の活性化にも大きな影響を及ぼしますので、今回の改定案には反対いたします。

議長(成吉 暲奎君) ほかにありませんか。武道議員。

議員(17番 武道 修司君) ずっと賛成討論をしてなかったんですが、最後に賛成討論、条例なので、賛成討論をしたいと思います。

職員の給料を下げるということで、今、西畑議員からもお話がありましたが、民間はもっと厳しい状況に置かれてる、この町にも、この住民の中にも職員以上に厳しい状況に置かれてる住民がいるということです。その住民も公務員を見て、職員を見てうらやましがってるのが現状なんです。その痛みを職員が、公務員が知るというのは当然のことではないかと。住民が町や職員を信頼できなくなったときには、それこそ町の崩壊が始まるというふうに私は思います。

人事院勧告で、民間にある程度合わせましょうということでしてる数字であって、現実はまだ厳しいのが民間なんです。それを理解している職員もいるんです。労働組合も理解してるんです。管理職の方々もほとんどの方がもう理解を、仕方ないなということで理解をしてるんです。職員が理解してる、住民もそれをやってほしい、国も調査をやってそろえるべきだろうと、ある程度下げるべきだろうということで、国全体、住民全体、職員全体がそういうふうな話になっているのに、議会だけがおかしいという意見は、私は納得いきません。

なおかつ、この金額を、下がって職員がやる気がなくなって職員が仕事をしないということは、それこそ言語道断。金額が下がろうとそこで働いている以上は、それなりの仕事するのということは当たり前のことなんで、この金額が下がったから職員の質が下がる、この金額が下がったから職員が仕事しないということがあれば、これはもっと大きな問題として追求していかないといけないという問題になると思います。だけん、これで職員の資質が下がるという問題じゃなくて、下がってでも頑張っていただきたいということで、私は職員の方にエールを送って、金額下がっても頑張っていただきたいというように思っております。

条例に関しては、住民や皆さんの意向を尊重して下げるべきだと、原案のとおりに賛成をしたいというふうに思っております。

以上です。

議長(成吉 暲奎君) ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(成吉 暲奎君) これで討論を終わります。

反対意見がありますので、これより議案第93号について採決を行います。議案第93号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いいたします。

〔賛成者起立〕

議長(成吉 暲奎君) お座りください。起立多数です。よって、議案第93号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

議長(成吉 暲奎君) 以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

これで平成22年第2回築上町議会臨時会を閉会いたします。御苦労さまでございました。

午前11時05分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

年 月 日

議長

署名議員

署名議員